

# 第1次アウトソーシング計画

〈 市民による業務参加の推進 〉

平成18年3月

流山市

# 目 次

1	アウトソーシング計画の目的	2
2	基本的な考え方	3
	(1) 主な用語の定義	3
	(2) 今後の公共サービスの分類	3
	(3) 事務事業と業務	4
	(4) 対象事業の提案者	4
	(5) アウトソーシングの手法	5
	(6) 委託先等を選定するための機関の設置	5
	(7) 選定基準	6
3	アウトソーシング計画の策定方針	6
	(1) 第1次アウトソーシング計画と第2次アウトソーシング計画	6
	(2) PDSサイクルによる見直し	6
4	アウトソーシング計画と定員適正化計画の関係	8
	(1) 定員適正化計画による職員削減の対応策	8
	(2) アウトソーシング計画による対応	9
5	アウトソーシング計画の推進・強化について	10
	(1) 行政の推進体制	10
	(2) アウトソーシング計画を推進するための強化策	11
6	用語の解説	12
第1次	アウトソーシング計画対象事業一覧表	13
	(1) 行政メニュー提示型	13
	(2) 指定管理者制度	13
	(3) 一覧表の見方	15
	第1次アウトソーシング対象事業一覧表(行政メニュー提示型)	17~23
	第1次アウトソーシング対象事業一覧表(指定管理者制度)	24

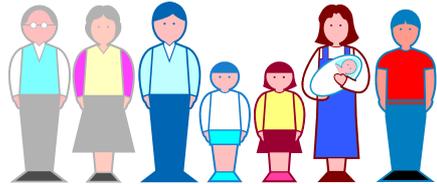
## 1 アウトソーシング計画の目的

本市は、新行財政改革実行プランに基づき、徹底した行財政改革を実行することにより、市民満足度を高め、都市間競争をリードしていくための行財政の基盤を構築します。

市民満足度を高めるためには、様々な市民ニーズに対し、必要最小限のコストで的確な行政サービスを提供することが基本であり、また、市民参加の気運が高まる中で、行政サービスを市民との協働により実践していくことが、重要であると考えます。

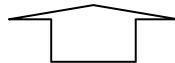
そこで、アウトソーシング計画は、新行財政改革実行プランが掲げる「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を確立するために、定員適正化計画による職員数の削減とともに、協働まちづくりのための指針に沿いながら、市民との協働が可能な業務を明確化し、市民による業務参加を推進することを目的として策定します。

市民満足度の向上!



市民満足度を高め、都市間競争をリードする

市民との協働を進める



新行財政改革実行プラン

「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を確立する



定員適正化計画

アウトソーシング計画  
(市民による業務参加の推進)

協働まちづくりのた  
めの指針

## 2 基本的な考え方

「アウトソーシング計画」は、次のような考え方の基に策定します。

### (1) 主な用語の定義

#### 市民

市民とは、本市に在住・在勤・在学する個人、自治会、NPO（法人・ボランティア団体を含む）、民間企業とします。

#### 協働

協働とは、市民と行政が、効率的で市民満足度の高い行財政運営を確立するために、それぞれの特性と立場をお互いに理解・尊重しながら、連携協力して「公共サービス」を実現することとします。



#### アウトソーシング

本市におけるアウトソーシングは、外部への業務委託及び市民による業務への参加（以下「市民による業務参加」という。）とします。

### (2) 今後の公共サービスの分類

「アウトソーシング計画」では、これまで行政が提供してきた公共サービスを、次のように大きく2つに分類します。

#### 市民との協働が可能な分野（市民による業務参加事業）

- ・法令に抵触せず全ての業務をアウトソーシングする事務事業
- ・公務員でなければ対応できない業務は職員が行い（審査・許可等公権力<sup>注1</sup>を伴うもの）それ以外の業務をアウトソーシングする事務事業

これら2つの分野を総称して「市民による業務参加事業」とします。

#### 公務員でなければ対応できない分野（行政が担う事業）

全ての業務を公務員でなければ対応できない事務事業を「行政が担う事業」とします。

### (3) 事務事業と業務

本市では、行政サービスを事務事業という単位で表しています。例えば、「広報紙編集事業」、「ごみ収集事業」、「児童手当支給事業」、「訪問看護医療事業」、「公園維持管理事業」などです。

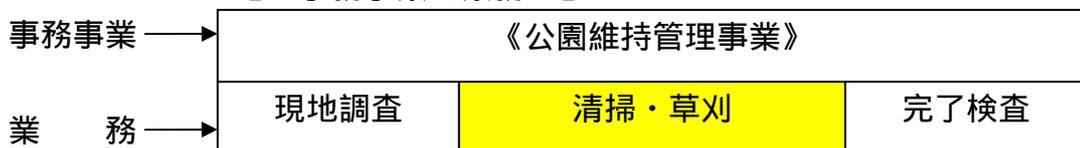
また、事務事業は、業務という作業工程で構成しています。例えば、「公園維持管理事業」は、「現地調査」、「清掃・草刈」、「完了検査」により構成しています。

そして、アウトソーシングは、事務事業全体を対象とするケースと、業務単位を対象とするケースを想定しています。

「公園維持管理事業」は、業務単位をアウトソーシングの対象とします。「現地調査」、「完了検査」は行政が行い、「清掃・草刈」を自治会等へ委託したいと考えています。(下の図1を参照してください。)

#### 【 図 1 】

##### 【 事務事業と業務 】



\* 第1次アウトソーシング計画の対象事務事業と業務については、13～24ページの「第1次アウトソーシング計画対象事業一覧表」で説明しています。

### (4) 対象事業の提案者

市民との協働の観点から、アウトソーシング計画の対象事業は、行政からの提示だけではなく、市民からの提案も採用します。

#### 行政メニュー提示型

行政から、市民による業務参加事業や「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」(以下「公共サービス改革法」注2という。)の対象事業等を提示し、市民の参加を募ります。

### **市民提案型**

市民から、市民による業務参加事業の提案を求めます。行政は、市民提案型の定着と充実を目指し、可能な限り情報提供に努めます。

情報提供は、次のように取り組みます。

平成18年度には、市民提案型の参考としていただくために、全ての事務事業の内容を公開します（6ページ参照）。

また、事務事業や業務の内容や、業務参加に関する行政の考え方については、ホームページを参照し、不明な点は企画部行政改革推進課にお尋ね下さい。

## **（５） アウトソーシングの手法**

### **指定管理者制度**

別添「第1次アウトソーシング計画対象事業一覧表（指定管理者制度）」に掲載した施設を対象とします。

### **委託型**

事務事業や業務を個人以外の市民に委託する手法です。

### **競争型**

「公共サービス改革法」に基づき、原則として、「官」と「民」が対等な立場で競争入札を行う手法です。

### **個人参加型**

任期付職員・臨時職員などを活用し、団塊の世代等をはじめとする個人の市民が参加できる手法を採用します。

## **（６） 委託先等を選定するための機関の設置**

委託先等の選定に当たっては、指定管理者等総合的な評価が必要な事業について、公平性・透明性を確保するため、市民・学識経験者などの第三者を含めた機関を設置します。

## (7) 選定基準

委託先等の選定に当たっては、事業や業務の内容に沿った選定基準を別途要綱で定めます。

### 《選定基準の留意点》

- ・ 市民サービスの低下をまねかないこと。
- ・ コストの軽減が図れること。
- ・ 透明性、公平性が確保できること。
- ・ 効率性、継続性に配慮すること。
- ・ 市民との協働を優先すること。



## 3 アウトソーシング計画の策定方針

### (1) 第1次アウトソーシング計画と第2次アウトソーシング計画

アウトソーシング計画は、次のように策定し、平成18年度から実践します。

平成17年度に「行政メニュー提示型」の事務事業を対象とした第1次アウトソーシング計画を策定します。

平成18年度には、全ての事業内容を公表して、市民・議会からアウトソーシングについての意見をいただき、第2次アウトソーシング計画を策定します。

更に、第2次アウトソーシング計画では、「公共サービス改革法」の対象事業に関する対応方針を検討します。

### (2) PDSサイクルによる見直し

アウトソーシング計画は、行政評価システムのPDSサイクルを活用し、毎年度、対象事業等の見直しを行います。

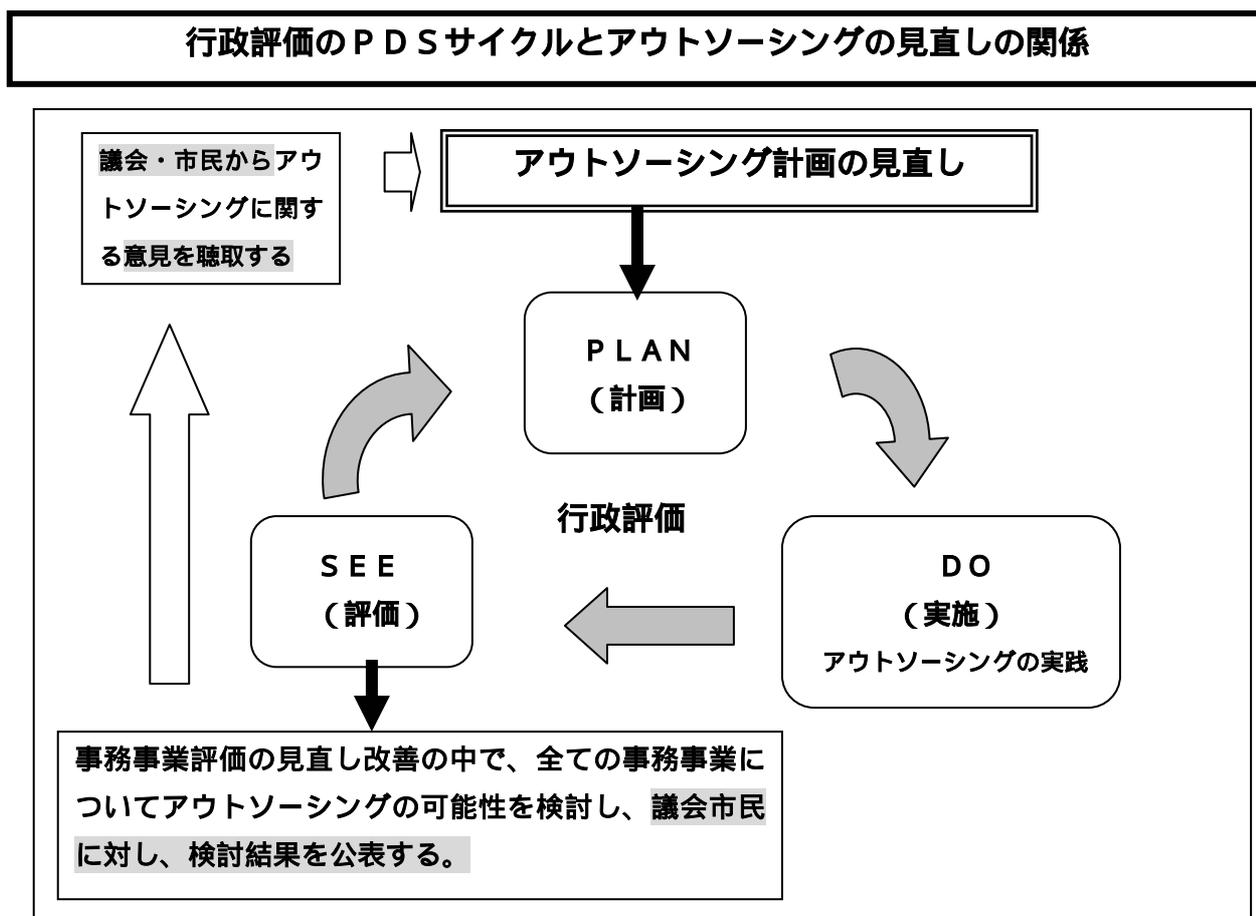
本市の行政評価システムは、約730の事務事業全てに対し、毎年行う事務事業評価の中で、改革改善を図ることをルール化しています。

平成18年度からは、この改革改善のルールの中に「事業の全部または一部をアウトソーシングすることが可能かどうかを検証すること」を加え、その結果を公表し、市民・議会から意見をいただきます。

アウトソーシング計画は、市民・議会からの意見を基に、毎年、内容を見直します。

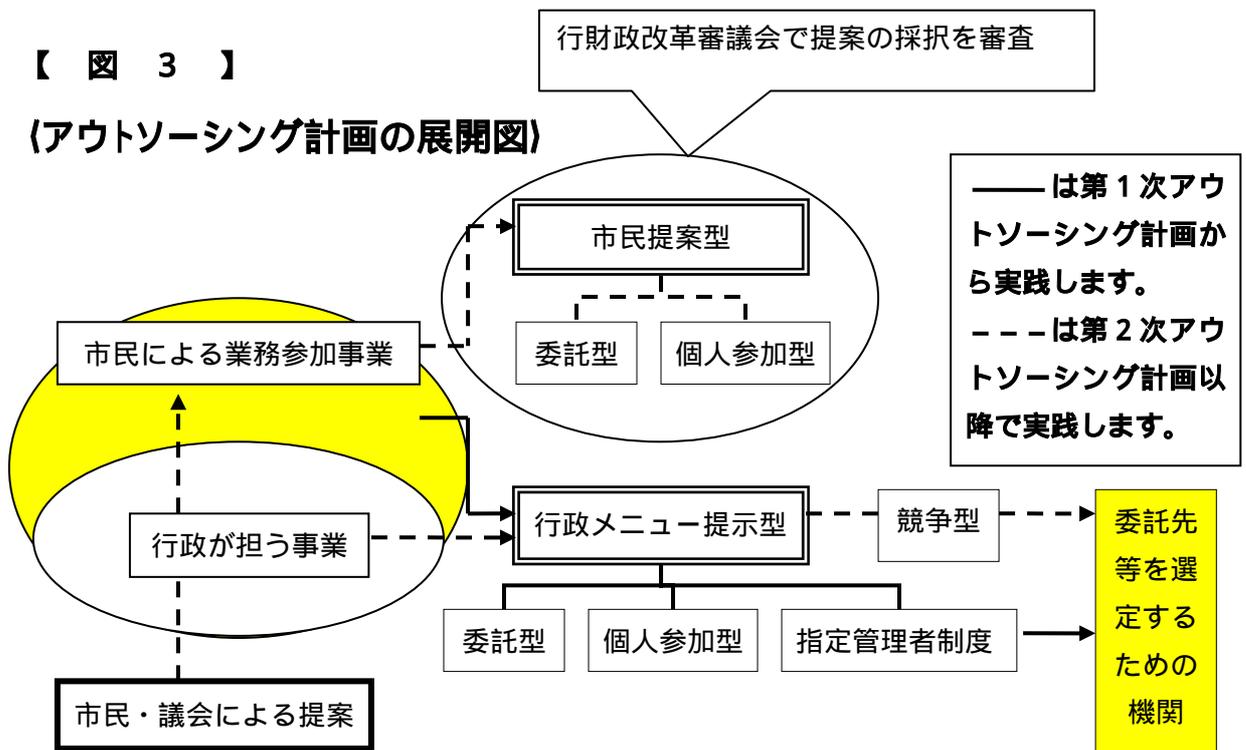
これにより、行政は、アウトソーシング計画を充実・拡充することができ、市民が提案しやすい環境が整備できます。

【 図 2 】



【 図 3 】

(アウトソーシング計画の展開図)



\* 市民・議会による提案で、「行政が担う事業」から「市民による業務参加事業」に編入する事務事業も想定されます。

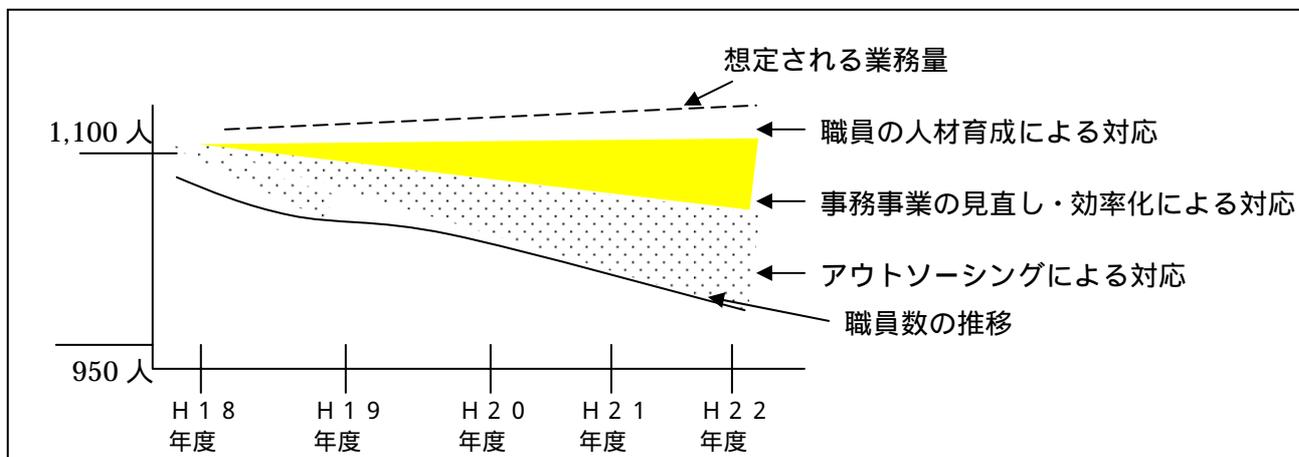


## 4 アウトソーシング計画と定員適正化計画の関係

### (1) 定員適正化計画による職員削減の対応策

定員適正化計画における職員の削減は、アウトソーシング計画の実践と、職員の人材育成、更には、事務事業の統廃合や効率化を柱として、総合的に取り組みます。

【 図 4 】  
 (定員適正化計画による職員数の削減と対応策)



## ( 2 ) アウトソーシング計画による対応

第 1 次アウトソーシング計画は、平成 1 8 年度から開始します。

第 1 次アウトソーシング計画における対象事業による業務量（下記《業務量の考え方》を参照）は、定員適正化計画における平成 1 8 年度及び平成 1 9 年度の職員削減数に対し、概ね 5 ～ 7 割程度の業務量を補えると推計しています。

また、第 2 次アウトソーシング計画の策定に当たっては、平成 1 9 年度以降の職員削減に対する業務量を補うために、積極的に対象事業の選定に努めます。

### ( 参 考 )

#### 《業務量の考え方》

職員が 1 年間に業務に従事する時間数は約 1 , 8 9 5 時間です（「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づき、土日・祝祭日・年末年始を除いた従事時間数で算出。平成 1 6 年度から 1 8 年度の 3 か年平均による数値を採用。）

そこで、定員適正化計画の職員削減に伴う業務量は、次の算式により推計します。

アウトソーシングは、全ての業務を対象とする事務事業と、一部の業務を対象とする事務事業があるため、業務量は事務事業数ではなく、職員の従事時間数で把握することが妥当と考えます。

$$\text{職員削減に伴う業務量} = \text{定員適正化計画における職員削減数} \times 1,895 \text{ 時間}$$

**(第1次アウトソーシング計画の推計業務量)** (単位: A欄は人, その他の欄は時間)

	定員適正化計画における職員削減数 A	職員削減に伴う業務量 A × 1,895時間	第1次アウトソーシング計画における推計業務量
H18年度	31	58,745	28,650
H19年度	17	32,215	25,538

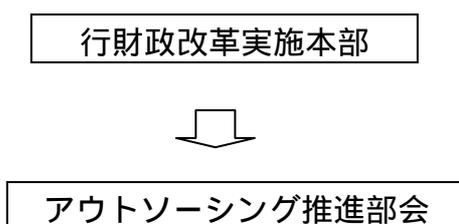
\* 定員適正化計画における職員削減数は、各年の対前年減員数(4月1日現在)です。

\* 第1次アウトソーシング計画における推計業務量は、「行政提示型メニュー」対象事業の委託時間数の総計に、「指定管理者制度」の導入に伴う推計業務量を加え、算出しています。

## 5 アウトソーシング計画の推進・強化について

### (1) 行政の推進体制

アウトソーシング計画は、「行財政改革実施本部」の下部組織として、「アウトソーシング推進部会」を設置し、アウトソーシングを実践していくとともに、平成18年度以降の第2次アウトソーシング計画の策定について検討します。



### 《部会構成委員》

部会長：企画部長

部会委員：次に掲げる各課の課長職及び室長とする。

企画政策課・行政改革推進課・総務課・人事課・財政課・  
 コミュニティ課・社会福祉課・環境保全課・商工課・都市計画課・  
 まちづくり推進課・道路管理課・水道局庶務課・教育総務課・  
 生涯学習課・消防総務課・市民活動推進室

## (2) アウトソーシング計画を推進するための強化策

アウトソーシング計画を確実に進めていくためには、次の事項が重要と考えます。

### 広報紙を活用したPR

市民に対し、内容が分かりやすい広報活動を実施します。

### 自治会等へのPR

タウンミーティングや市民活動推進センター等を活用し、自治会・NPO等へ、アウトソーシングの目的・役割・効果などについて理解・協力を得られるように努めます。



### 庁内における職員向けの啓発活動

行革ニュースの活用や、行政評価の各種説明会等により、アウトソーシングの積極的な導入について、啓発に努めます。

また、第2次アウトソーシング計画の策定に際しては、アウトソーシング推進部会と各部とのヒアリング等を通じて、積極的に行政メニュー提示型の充実拡充に努めます。

### 市民が業務を体験できる制度の創設

市民がより良く行政サービスを理解するために、先進事例を参考としながら、行政サービスを体験できる制度（仮称：市民活動団体インターンシップ・NPO企業講座等）の研究を、市民活動推進センターを中心として、進めてまいります。

### 【 先進事例 】

杉並区では、地域活動を担うNPO等の人材づくりを支援し「協働の担い手」を育てるために、平成18年4月から「すぎなみ地域大学」をスタートとします。

## 6 用語の解説

### 公権力 注1（3ページ）

公権力とは、許可・認可等、法令などの規定により、公務員以外対応できない業務を指します。

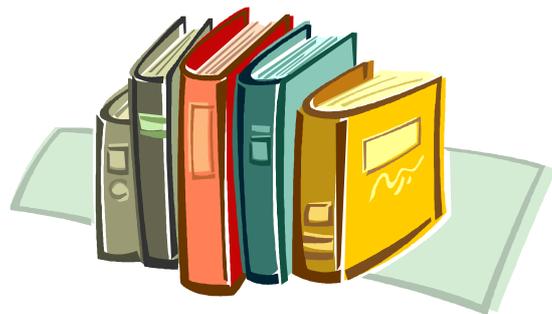
### 「公共サービス改革法」 注2（4ページ）

「公共サービス改革法」とは、第164通常国会（平成18年1月20日から6月18日）へ提出された法律案であり、これまで「市場化テスト」として研究が進められてきた改革手法です。

官民競争入札により公共サービスの維持向上及び経費の削減を図る改革を法制化するものです。

「公共サービス改革法」の対象事業は、同法に掲げられた「特定公共サービス」に限定されます。

法律（案）には、戸籍法等に基づく戸籍謄本等の交付請求の受付及びその引渡しに関する業務などが「特定公共サービス」として掲げられています。



## 第1次アウトソーシング計画対象事業一覧表

第1次アウトソーシング計画の対象事務事業は、行政メニュー提示型と指定管理者制度を対象として整理します。

### (1) 行政メニュー提示型

別添「第1次アウトソーシング計画対象事業一覧表（行政メニュー提示型）」のとおり

行政メニュー提示型は、市民サイドから見て分かりやすい内容とするため、事務事業を性格別に、イベント企画・運営、啓発、広報紙等作成、施設維持管理、地域活動、内部管理、その他の7つの区分に大別しました。

また、事務事業には、全ての業務をアウトソーシングの対象とするタイプと、一部の業務を対象とするタイプがあるため、対象となる業務を、分かりやすく表示することに努めました。

\* 第1次アウトソーシング計画対象事業一覧表（行政メニュー提示型）の見方については、(3) 一覧表の見方を参照してください。

### (2) 指定管理者制度

別添「第1次アウトソーシング計画対象事業一覧表（指定管理者制度）」のとおり

平成18年度には、17施設21事務事業を対象として、指定管理諸制度を導入します。また、平成19年度以降に18施設25事務事業を対象として導入を予定しています。

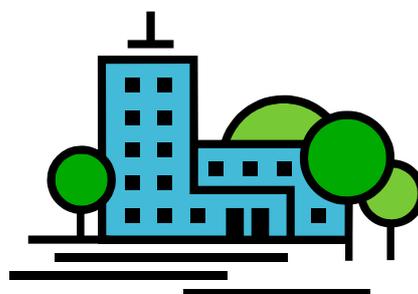
## 〈第1次アウトソーシング計画の対象事務事業数及び導入年度〉

【平成 18 年 3 月 2 3 日現在】

(行政メニュー提示型の単位：事務事業)

大分類	行政メニュー提示型								指定 管理者 制度
	分類	イベント 企画 運営	啓 発	広報紙 等 作成	施設 維持 管理	地域 活動	内部 管理	その他	
平成 1 8 年度					1	1	1	3	1 7 施設 ( 2 1 事務事業 )
平成 1 9 年度	8	5	4	1		5	2	2 5	1 8 施設 ( 2 5 事務事業 ) 注 1
平成 2 0 年度	1							1	
計	9	5	4	1	1	6	3	2 9	3 5 施設 ( 4 6 事務事業 )

注 1 指定管理者制度は、1 9 年度以降に 1 8 施設 2 5 事業を対象として導入を予定しています。



### (3) 一覧表の見方

行政メニュー提示型の一覧表の見方は、図5で説明しています。

#### 事務事業の性格別分類(図5:例示)

事務事業の7つの性格による区分は、「分類」として、一覧表の左上に示しています。

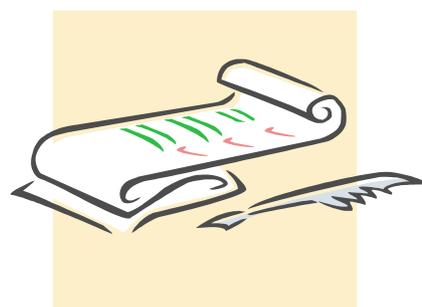
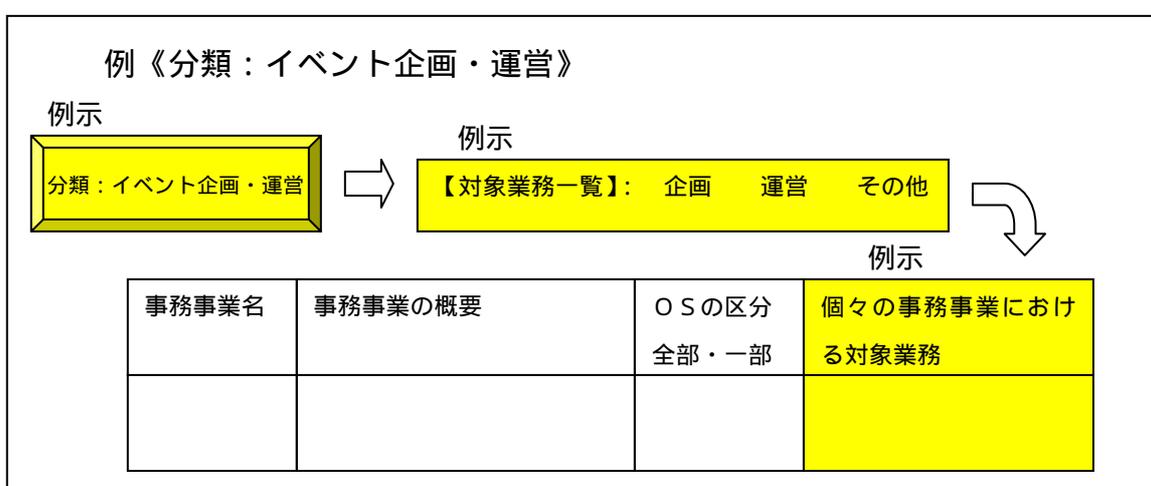
#### 《事務事業の7つの性格》

イベント企画・運営	「サロンコンサート」や「史跡巡り」などイベントや催しに関する企画及び運営等を対象とする事務事業。
啓 発	「男女共同参画」や「交通安全」など政策や安心安全に関する啓発等を対象とする事務事業。
広報紙等作成	「広報ながれやまの号外」などの広報紙の取材及び校正等や「ホームページ」のトップページに関する管理等を対象とする事務事業。
施設維持管理	「げんき村キャンプ場」等公の施設以外の維持管理等を対象とする事務事業。
地域活動	公園の維持管理など地域を限定する業務等を対象とする事務事業。
内部管理	「職員の福利厚生」などの内部業務等を対象とする事務事業。
その他	選挙の受付事務など主に臨時に発生する業務を対象とする事務事業。

## 対象とする業務（図5：例示）

事務事業は、全ての業務をアウトソーシングの対象とするタイプと、一部の業務を対象とするタイプがあります。そこで、各分類に属する事務事業の対象業務を「対象業務一覧」のボックス内に全て表示し、個々の事務事業欄でどの業務を対象としているのかを示しました（図5：例示）。

【 図 5 】  
（行政メニュー提示型の表示について）



第1次アウトソーシング計画に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

問い合わせ先

企画部行政改革推進課

TEL 04 - 7150 - 6078（直通）

FAX 04 - 7150 - 0111

e-mail : keieikaikaku@city.nagareyama.chiba.jp